

平成 29 年度「東海村広域避難訓練」の検証概要

1. 訓練により得られた主な成果

(1) “職員非常参集訓練” “災害対策本部運営訓練” 関係

- ア 職員招集システムによる招集後，災害対策本部を構成する職員の多くが 40 分程度で参集できることがあらためて確認できた。
- イ 災害対策本部各部各班の職員は，本部運営において，想定事故の進展に伴い求められる報告・活動等の対応を適切に行うことができた。

(2) “住民広報活動訓練” 関係

- ア 防災行政無線は，住民への情報伝達手段として有効であると再認識できた一方，情報量が多い場合には，音声による伝達の限界もあり，正しく伝わらないケースがあることが現認できた。
- イ 本訓練では “施設敷地緊急事態” において避難する想定での訓練としていたが，参加住民がその前段階の “警戒事態” や，その後の “全面緊急事態” における住民広報をきっかけとして避難を始めたというケースも見受けられ，防災無線や緊急速報メールを正しく受け止めた参加者は約 25%（アンケート結果）であったことが確認できた。

(3) “住民避難活動訓練” 関係

- ア 実動訓練を試みたことにより，広域避難計画（案）や避難行動に係る理解促進が図られた（アンケート結果）。
- イ 自宅から一時集合場所（村松コミセンまたは真崎コミセン）まで 15 分以内に参集できたと回答した参加者は，約 91%（アンケート結果）であったことが確認できた。
- ウ 茨城県等により配車される避難車両を一旦集め，その後に向かう一時集合場所を具体的に指示するオペレーションを行うことを総合福祉センター「絆」で試みたことや，一時集合場所・東海スマート IC での警察官による交通誘導，東海スマート IC の中型バス通過などの実施により，陸上自衛隊・警察・東日本高速道路(株)等関係機関における現地対応確認・連携促進につながった。

2. 訓練実施により顕在化した主な課題（住民・村職員等からの意見等を含む）と、その対応方針等

【課題①】防災行政無線が聞こえにくい、内容を再度聞きたい、放送が長い場合は理解し難い。

【その対応①】「東海第二地域原子力防災協議会（作業部会）」（内閣府主催）における“緊急時対応”の取りまとめ過程の中で、国内他地域で先行して作成された住民広報文等を参考に、各自治体がアレンジして使用できる広報文のひな型を作成することにより、迅速かつ適時・適切な住民広報に資することとする。

【課題②】地震等の複合災害発生により、主要道路が損壊した場合の代替避難道路、代替避難先など。

【その対応②】茨城県において、代替避難先の検討・調整等が始められているので、本村として、その経過を注視しつつ、必要な提言等を行い、円滑な避難を期するための道路整備や代替避難道路の選定、一時集合場所における駐車場確保などを計画的に進めていくこととする。

【課題③】電話網の混雑に伴う通信停滞があり、災害対策本部と現場職員間で情報共有の手段がMC A無線に限られてしまった場合における、一時集合場所や避難開始後の車両内での災害状況把握と住民への情報提供方法など。

【その対応③】村内においては、防災行政無線（屋外子局・戸別受信機）の活用により、小まめな情報提供を試みることで一定の対応は可能と考えるが、もとより、MC A無線は機器自体に数の限りはあるものの、避難先自治体（取手市・守谷市・つくばみらい市）でも通信可能（地形・構造物等の影響を受ける場合もある）であることが確認できていることから、これをフル活用し、提供すべき情報の欠落等がないよう努めることとする。なお、内閣府（原子力防災担当）や茨城県等関係機関とも協議の上、報道機関との災害放送協定等のほか、その他有効な通信手段の検討を進めていくこととする。

【課題④】“緊急速報メール”は、住民への情報提供手段として非常に有効であると評価されたが、携帯キャリアによって入力文字数が異なるという制約があるため、その提供内容に差異が生じないように、文章を工夫する必要があった。

【その対応④】内閣府（原子力防災担当）には、この問題提起と併せ、携帯キャリアにおける改善を求めているが、当面の対応として、国内他地域の先行事例を参考に、東海第二地域オリジナルの住民広報文作成を進めていくこととする。

【課題⑤】原子力災害が発生した異常時において、職員等防災業務関係者が適切に活動できるか不安。

【その対応⑤】職員については、平時における原子力防災研修等の受講促進や先進地視察はもとより、住民の参加を伴う実動型・実践的訓練や訓練種目を限定した要素訓練の継続的な実施により、スキルアップ・ノウハウ蓄積を図っていくこととする。

3. 本村における今後の取り組み

平成 29 年度の本訓練に続き、原子力災害の発生を想定した第 2 回目の広域避難訓練（時期未定）として、避難先自治体（取手市・守谷市・つくばみらい市）への住民避難活動訓練（避難先での受入れを想定した避難所設置・運営訓練）及び災害対策本部機能移転訓練を試行することにより、緊急事態の進展に応じた対応・体制を確認するとともに、住民に対する避難方法等の周知や避難の実動を通して、「東海村広域避難計画」（案）の検証と実効性向上を図る。

なお、この 2 回目の訓練においても、引き続き、広域避難における課題の洗い出し・検証のほか、住民避難に関する理解普及、本村・避難先自治体・関係機関の連携・協力に向けた経験蓄積等を図っていくものとする。